

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成26年2月13日
【四半期会計期間】	第87期第3四半期（自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日）
【会社名】	武蔵精密工業株式会社
【英訳名】	MUSASHI SEIMITSU INDUSTRY CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大塚 浩史
【本店の所在の場所】	愛知県豊橋市植田町字大膳39番地の5
【電話番号】	0532(25)8111(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 辻 佳伸
【最寄りの連絡場所】	愛知県豊橋市植田町字大膳39番地の5
【電話番号】	0532(25)8111(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 辻 佳伸
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (愛知県名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第86期 第3四半期連結 累計期間	第87期 第3四半期連結 累計期間	第86期
会計期間	自 平成24年 4月1日 至 平成24年 12月31日	自 平成25年 4月1日 至 平成25年 12月31日	自 平成24年 4月1日 至 平成25年 3月31日
売上高(百万円)	97,008	110,153	125,993
経常利益(百万円)	453	7,350	2,597
四半期(当期)純利益(百万円)	1,695	4,674	2,529
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	442	10,032	7,537
純資産額(百万円)	52,297	68,086	59,392
総資産額(百万円)	120,898	154,365	133,441
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	54.35	149.84	81.09
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期) 純利益金額(円)	-	148.52	-
自己資本比率(%)	38.15	38.10	39.09

回次	第86期 第3四半期連結 会計期間	第87期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自 平成24年 10月1日 至 平成24年 12月31日	自 平成25年 10月1日 至 平成25年 12月31日
1株当たり四半期純利益金額(円)	23.35	55.98

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第86期第3四半期連結累計期間及び第86期は、潜在株式が存在しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額は記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて、重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当第3四半期連結累計期間の財政状態及び経営成績の分析は、次のとおりであります。

なお、本項に記載した予想、見込み、方針等の将来に関する事項は、当第3四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社、以下同じ）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間における当社グループを取り巻く経済情勢は、米国では個人消費及び住宅関連が引き続き好調で雇用の回復傾向も見られ、景気回復は緩やかに拡大が続きましたが、欧州経済は依然として低迷から脱却できず、中国その他の新興国でも経済成長が鈍化し、先行き不透明な状況が続きました。

一方、国内経済につきましては、経済対策や金融緩和政策に対する期待感から円安と株価上昇が進み、輸出が改善するなど、回復の傾向が見られました。

このような環境の中、当第3四半期連結累計期間における連結売上高は110,153百万円（前年同期比13.6%増）、営業損益は6,228百万円の営業利益（前年同期比805.2%増）となりました。

セグメント別の状況につきまして、日本では、主要販売先の減産に伴い販売が減少したことや軽自動車向け部品の構成が高まったこと等により、売上高は25,962百万円（前年同期比6.9%減）となり、セグメント損益は2,107百万円の利益（前年同期比13.1%減）となりました。

北米地域は、四輪車の機構変化による既存部品との切り替えのため主要取引先への販売が減少しましたが、為替変動の影響もあり、売上高は22,499百万円（前年同期比12.5%増）となり、セグメント損益は728百万円の利益（前年同期比284.9%増）となりました。

欧州地域は、四輪車用製品の販売が減少したこと等により、売上高は3,970百万円（前年同期比2.7%減）となり、セグメント損益は332百万円の利益（前年同期比6.3%減）となりました。

アジア地域は、四輪車用製品の販売が増加したこと等により、売上高は46,121百万円（前年同期比38.0%増）となり、セグメント損益はタイ洪水影響の回復や円安効果により2,284百万円の利益（前年同期は2,926百万円の損失）となりました。

南米地域は、二輪車用製品の販売が減少したこと等により、売上高は11,600百万円（前年同期比0.3%減）となり、セグメント損益は375百万円の利益（前年同期比48.3%減）となりました。

連結経常利益は7,350百万円（前年同期は453百万円の利益）となり、四半期純利益は4,674百万円（前年同期比175.7%増）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の総資産は、前期末に比べて20,924百万円増加し、154,365百万円となりました。

流動資産は、前期末に比べて8,907百万円増加し、56,513百万円となりました。主な要因は、受取手形及び売掛金の増加4,606百万円等によるものです。

固定資産は、前期末に比べて12,016百万円増加し、97,852百万円となりました。主な要因は、有形固定資産の増加9,824百万円等によるものです。

負債は、前期末に比べて12,230百万円増加し、86,279百万円となりました。主な要因は、新株予約権付社債の発行10,000百万円等によるものです。

少数株主持分を含めた純資産は、前期末に比べて8,694百万円増加し、68,086百万円となりました。主な要因は、為替換算調整勘定の増加2,565百万円等によるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間における当社グループの研究開発活動の金額は、957百万円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 従業員数

当第3四半期連結累計期間において、前連結会計年度末と比較し従業員数が868名増加しております。主な要因は、アジアセグメントにおける新機種対応及び生産能力増強に伴うものであります。

なお、従業員数は、就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であります。

(6) 生産、受注及び販売の実績

当第3四半期連結累計期間において、アジアセグメントの生産、受注及び販売の実績が前年同期に比べて著しく変動いたしました。その内容については、「(1)業績の状況」をご覧ください。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	70,000,000
計	70,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数 (株) (平成25年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成26年2月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	31,200,000	31,200,000	東京証券取引所 名古屋証券取引所 各市場第一部	単元株式数 100株
計	31,200,000	31,200,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

当第3四半期会計期間において発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

2018年満期ユーロ円貨建転換社債型新株予約権付社債(2013年12月6日発行)	
決議年月日	平成25年11月20日
新株予約権の数(個)	1,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 100株)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,906,131 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,441 (注)2
新株予約権の行使期間	自 2013年12月20日 至 2018年11月22日 (行使請求受付場所現地時間) (注)3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,441 資本組入額 1,721 (注)4
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。 2018年9月6日までは、本新株予約権付社債権者は、ある四半期の最後の取引日に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の120%を超えた場合に限り、翌四半期の初日から末日(但し、2018年7月1日に開始する四半期に関しては、2018年9月5日)までの期間において、本新株予約権を行使することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできない。
代用払込みに関する事項	(注)5
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

- (注) 1. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記(注)2記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
2. (1) 転換価額は、当初、3,441円とする。
- (2) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は} \quad 1 \text{株当たりの} \quad \text{処分株式数} \times \text{払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、一定の剰余金の配当、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

3. 新株予約権を行使することができる期間は、2013年12月20日から2018年11月22日まで(行使請求受付場所現地時間)とする。
- 但し、()本新株予約権付社債の要項に定めるクリーンアップ条項、税制変更、組織再編等、上場廃止等及びスクイズアウトによる繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで(但し、本新株予約権付社債の要項に定める税制変更による繰上償還の場合に、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る新株予約権を除く。)、()本社債の買入消却がなされる場合は、本新株予約権付社債が消却される時まで、()期限の利益の喪失の場合は、期限の利益喪失時までとする。
- 上記いずれの場合も、2018年11月22日(行使請求受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。
- 上記にかかわらず、当社の組織再編等を行なうために必要であると当社が合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。
- また、上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日(又は当該暦日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定めたその他の日(以下、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。)の東京における2営業日前の日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における3営業日前の日)(同日を含む。)から当該株主確定日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)(同日を含む。)までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は実務が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使できる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。
4. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
5. 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資された本社債は、直ちに消却されるものとする。

- 6.(1) 組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、（ ）その時点で適用のある法律上実行可能であり、（ ）そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、（ ）当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(1)記載の当社の努力義務は、当社が財務代理人に対して組織再編等による繰上償還の条項に記載の証明書を交付する場合、適用されない。「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。
- (2) 上記（注）6(1)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。
- 新株予約権の数
当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。
- 新株予約権の目的である株式の種類
承継会社等の普通株式とする。
- 新株予約権の目的である株式の数
承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、継承会社等が、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記（ ）又は（ ）に従う。なお、転換価額は上記（注）2(2)と同様の調整に服する。
- （ ）合併、株式交換又は株式移転の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られる数の当社普通株式の保有者が、当該組織再編等において受領できる数に等しい数の承継会社等の普通株式を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付される場合は、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。
- （ ）上記以外の組織再編等の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。
- 新株予約権を行使することができる期間
当該組織再編等の効力発生日（場合によりその14日後以内の日）から、上記（注）3に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- その他の新株予約権の行使の条件
承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。また、承継会社等の新株予約権の行使は、本新株予約権の行使の条件と同様の制限を受ける。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- 組織再編等が生じた場合
承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取扱いを行う。
- その他
承継会社等の新株予約権の行使より生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は継承された本社債と分離して譲渡できない。
- (3) 当社は、上記（注）6(1)の定めに従い本社債に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年10月1日～ 平成25年12月31日	-	31,200,000	-	2,973	-	2,714

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成25年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成25年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 5,200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 31,189,100	311,891	-
単元未満株式	普通株式 5,700	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	31,200,000	-	-
総株主の議決権	-	311,891	-

【自己株式等】

平成25年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
武蔵精密工業株式 会社	愛知県豊橋市植田町 字大膳39番地の5	5,200	-	5,200	0.02
計	-	5,200	-	5,200	0.02

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,969	12,968
受取手形及び売掛金	12,959	17,565
商品及び製品	3,352	3,200
仕掛品	3,831	3,977
原材料及び貯蔵品	10,145	10,928
繰延税金資産	1,158	1,276
その他	7,189	6,755
貸倒引当金	0	158
流動資産合計	47,605	56,513
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	24,397	30,447
減価償却累計額	12,773	13,897
建物及び構築物(純額)	11,624	16,550
機械装置及び運搬具	140,048	161,139
減価償却累計額	104,809	113,551
減損損失累計額	114	124
機械装置及び運搬具(純額)	35,124	47,463
工具、器具及び備品	6,643	7,388
減価償却累計額	5,581	6,140
工具、器具及び備品(純額)	1,062	1,247
土地	3,940	4,006
建設仮勘定	17,893	10,200
有形固定資産合計	69,644	79,468
無形固定資産		
ソフトウェア	251	283
ソフトウェア仮勘定	303	530
その他	24	37
無形固定資産合計	579	851
投資その他の資産		
投資有価証券	6,965	8,094
出資金	3,563	3,573
長期貸付金	32	31
繰延税金資産	2,497	2,786
その他	2,604	3,099
貸倒引当金	52	52
投資その他の資産合計	15,610	17,532
固定資産合計	85,835	97,852
資産合計	133,441	154,365

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	² 10,544	² 10,063
短期借入金	13,930	16,046
1年内返済予定の長期借入金	4,972	4,847
1年内償還予定の社債	1,225	625
未払金	9,085	8,105
未払費用	6,575	9,035
未払法人税等	567	1,242
繰延税金負債	6	-
賞与引当金	1,298	1,354
役員賞与引当金	57	37
製品補償引当金	28	34
その他	² 1,643	² 1,673
流動負債合計	49,936	53,066
固定負債		
社債	625	10,361
長期借入金	20,463	19,724
繰延税金負債	1,371	1,863
退職給付引当金	1,082	1,013
その他	571	250
固定負債合計	24,113	33,213
負債合計	74,049	86,279
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,973	2,973
資本剰余金	2,714	2,714
利益剰余金	52,984	56,348
自己株式	6	6
株主資本合計	58,666	62,030
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,466	3,182
為替換算調整勘定	8,970	6,404
その他の包括利益累計額合計	6,504	3,222
少数株主持分	7,229	9,278
純資産合計	59,392	68,086
負債純資産合計	133,441	154,365

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
売上高	97,008	110,153
売上原価	87,946	94,219
売上総利益	9,061	15,934
販売費及び一般管理費	8,373	9,706
営業利益	688	6,228
営業外収益		
受取利息	183	120
受取配当金	84	259
為替差益	-	1,325
その他	347	489
営業外収益合計	614	2,195
営業外費用		
支払利息	430	633
固定資産除却損	68	58
為替差損	164	-
その他	186	381
営業外費用合計	849	1,073
経常利益	453	7,350
特別利益		
固定資産売却益	47	42
受取保険金	¹ 4,425	¹ 1,585
特別利益合計	4,472	1,628
特別損失		
固定資産売却損	5	18
固定資産除却損	5	52
災害による損失	² 1,608	-
訴訟関連損失	³ 53	-
特別損失合計	1,672	70
税金等調整前四半期純利益	3,253	8,907
法人税等	1,952	2,480
少数株主損益調整前四半期純利益	1,300	6,426
少数株主利益又は少数株主損失()	394	1,752
四半期純利益	1,695	4,674

【四半期連結包括利益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	1,300	6,426
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	9	716
為替換算調整勘定	867	2,889
その他の包括利益合計	858	3,605
四半期包括利益	442	10,032
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	945	7,956
少数株主に係る四半期包括利益	502	2,076

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

該当事項はありません。

(会計方針の変更等)

当第3四半期連結累計期間
(自 平成25年4月1日
至 平成25年12月31日)

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

従来、有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却方法として、定率法を採用していました一部の連結子会社のうち、第1四半期連結会計期間より、ムサシオートパーツカンパニー・リミテッド(タイ国)及びムサシオートパーツインディア・プライベートリミテッド(インド)について、定額法に変更しております。

平成27年3月期より開始する第12次中期計画(次期3ヵ年計画)に関連し、平成25年7月31日に開催の取締役会において、設備投資計画の枠組み・考え方を決定いたしました。当該決定は、最近の顧客における部品の共通化による汎用部品の需要増大に対応するため、主として当連結会計年度及び翌連結会計年度の2年間にわたり、汎用部品の生産を中心とした多額の設備投資を行い、当連結会計年度においてタイ国及びインド所在の連結子会社、翌連結会計年度において当社及びその他の連結子会社でこれらの設備が稼働していくことにより、主に汎用部品に対応した生産体制としていくことを決定したものです。

これにより、従来は、新機種立上り時の受注が多く、年数の経過とともに受注減少となる傾向がありましたが、現在は、顧客における部品の共通化が進みつつあり、当連結会計年度及び翌連結会計年度において、新規設備の稼働に伴い、生産が概ね安定的となっていくと見込まれます。

これに伴い、今後の有形固定資産の設備投資の内容及び使用状況等を検討した結果、有形固定資産を長期安定的に使用していく見通しであることが確認されました。

従いまして、第1四半期連結会計期間より汎用部品に対応した生産設備が稼働を開始したタイ国及びインド所在の連結子会社について、耐用年数にわたり均等償却により費用配分を行うことが有形固定資産の実態をより適切に反映できるものと判断し、従来の償却方法を見直し、定額法を採用することが合理的と判断しました。

この結果、従来の方法によった場合に比べ、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ1,914百万円増加しております。

(会計上の見積りの変更)

(タイ国所在の連結子会社における機械装置にかかる耐用年数の変更)

平成27年3月期より開始する第12次中期計画(次期3ヵ年計画)に関連し、平成25年7月31日に開催の取締役会において、設備投資計画の枠組み・考え方を決定いたしました。これにより、汎用部品の生産を中心とした設備投資を行い、主に汎用部品に対応した生産体制としていくこととしております。

ムサシオートパーツカンパニー・リミテッド(タイ国)においては、このような汎用部品に対応した生産体制への移行による四輪製品にかかる多数の新規設備が稼働開始したことに加え、洪水により被災した機械装置に対して大規模修繕を行ったことを契機に、使用実績の調査等を行った結果、従来の耐用年数よりも長期間使用が可能であることが明らかになりました。このことから、第1四半期連結会計期間よりタイ国所在の連結子会社における機械装置にかかる耐用年数を5年から8年に変更いたしました。

この結果、従来の耐用年数によった場合に比べ、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ592百万円増加しております。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)
税金費用の計算	当社及び国内連結子会社は、当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法によっております。 ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

(追加情報)

該当事項はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

1. 偶発債務

前連結会計年度(平成25年3月31日)

ブラジル国の連結子会社であるムサシドブラジル・リミターダにおいて、連邦歳入庁よりP I S(社会統合基金)及びC O F I N S(社会保険融資負担金)に関し、日本円換算1,605百万円(34百万リアル)の納付請求がなされましたが、本件についてはマナウス・フリー・トレード・ゾーンへの売上に対する課税であり、当社グループとしてはこれを不服とし、異議申し立て中であります。

カナダ国の連結子会社であるムサシオートパーツカナダ・インコーポレーテッドは、平成23年12月21日付でカナダ税務当局より、関係会社間のロイヤリティ取引価格等に関し、更正通知を受け取っております(6百万カナダドル、当連結会計年度末レートでの円換算額564百万円)。

カナダ税務当局の指摘はロイヤリティ全額につき損金性を認めない等著しく合理性を欠く見解であることから、カナダ税務当局に異議申立書を提出し平成24年2月29日付で受理されております。また、平成24年5月11日に国税庁に対し二重課税防止の観点から租税条約に基づく相互協議申立書を提出し、当期において相互協議が開始されております。

当第3四半期連結会計期間(平成25年12月31日)

該当事項はありません。

2. 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、期末日に決済が行われたものとして処理しております。

なお、当第3四半期連結会計期間の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形を満期日に決済が行われたものとして処理しております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
支払手形	168百万円	106百万円
設備支払手形(流動負債その他)	1	37

(四半期連結損益計算書関係)

1. 受取保険金

前第3四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年12月31日)

連結子会社であるムサシオートパーツカンパニー・リミテッドにおけるタイの洪水に係る保険金請求額のうち、受取額が確定した部分を計上しております。

当第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年12月31日)

連結子会社であるムサシオートパーツカンパニー・リミテッドにおけるタイの洪水に係る保険金請求額のうち、受取額が確定した部分を計上しております。

2. 災害による損失

前第3四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年12月31日)

タイで発生した洪水に係る損失であり、連結子会社であるムサシオートパーツカンパニー・リミテッドにおける被災資産の原状回復費用等であります。

当第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年12月31日)

該当事項はありません。

3. 訴訟関連損失

前第3四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年12月31日)

ムサシドブラジル・リミターダのマナウス向けの売上に関する工業税に係る減免に関し、減免が受けられなかったことに伴い計上したものです。

当第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年12月31日)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)
減価償却費	8,373百万円	9,115百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)

1. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月22日 定時株主総会	普通株式	530	17	平成24年3月31日	平成24年6月25日	利益剰余金
平成24年10月31日 取締役会	普通株式	623	20	平成24年9月30日	平成24年12月4日	利益剰余金

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の未日後となるもの

該当事項はありません。

2. 株主資本の金額の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)

1. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月21日 定時株主総会	普通株式	623	20	平成25年3月31日	平成25年6月24日	利益剰余金
平成25年10月30日 取締役会	普通株式	686	22	平成25年9月30日	平成25年12月3日	利益剰余金

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の未日後となるもの

該当事項はありません。

2. 株主資本の金額の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	南米 (百万円)	合計 (百万円)	調整額 (注)1 (百万円)	四半期連結損 益計算書計上 額(注)2 (百万円)
売上高								
外部顧客への売上高	27,874	20,000	4,082	33,412	11,639	97,008	-	97,008
セグメント間の内部売 上高又は振替高	19,674	41	0	1,022	14	20,753	20,753	-
計	47,549	20,041	4,082	34,434	11,653	117,761	20,753	97,008
セグメント利益又は損失 ()	2,424	189	355	2,926	726	768	80	688

(注)1. セグメント利益又は損失()の調整額 80百万円は、セグメント間取引消去であります。

2. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間（自平成25年4月1日至平成25年12月31日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	南米 (百万円)	合計 (百万円)	調整額 (注)1 (百万円)	四半期連結損 益計算書計上 額(注)2 (百万円)
売上高								
外部顧客への売上高	25,962	22,499	3,970	46,121	11,600	110,153	-	110,153
セグメント間の内部売 上高又は振替高	17,634	45	1	1,521	0	19,202	19,202	-
計	43,596	22,544	3,971	47,642	11,600	129,356	19,202	110,153
セグメント利益	2,107	728	332	2,284	375	5,828	399	6,228

(注)1. セグメント利益の調整額399百万円は、セグメント間取引消去であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

会計方針の変更等に記載のとおり、連結子会社であるムサシオートパーツカンパニー・リミテッド(タイ国)及びムサシオートパーツインディア・プライベートリミテッド(インド)は、従来、定率法を採用していましたが、第1四半期連結会計期間より、定額法に変更しております。

この結果、従来の方法によった場合に比べ、当第3四半期連結累計期間のセグメント利益が、「アジア」で1,914百万円増加しております。

(耐用年数の変更)

会計方針の変更等に記載のとおり、連結子会社であるムサシオートパーツカンパニー・リミテッド(タイ国)における機械装置にかかる耐用年数を5年から8年に変更しております。

この結果、従来、耐用年数によった場合に比べ、当第3四半期連結累計期間のセグメント利益が、「アジア」で592百万円増加しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	54円35銭	149円84銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	1,695	4,674
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	1,695	4,674
普通株式の期中平均株式数(株)	31,194,891	31,194,786
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	-	148円52銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	-	0
(うち社債利息(税額相当額控除後)(百万円))	-	(0)
普通株式増加数(株)	-	274,761
(うち転換社債型新株予約権付社債(株))	-	(274,761)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注) 前第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成25年10月30日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額 686百万円

(ロ) 1株当たりの金額 22円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 平成25年12月3日

(注) 平成25年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行いました。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年2月13日

武蔵精密工業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田宮 紳司	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	日置 重樹	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	加藤 敦貞	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている武蔵精密工業株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、武蔵精密工業株式会社及び連結子会社の平成25年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

会計方針の変更等に記載されているとおり、一部の在外連結子会社の有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法を、第1四半期連結会計期間より変更しており、また、タイ国所在の連結子会社の機械装置にかかる耐用年数を第1四半期連結会計期間より変更している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。